平成２８年（フ）第２８５号
埼玉県春日部市大枝89番地　武里団地８街区26棟508号
債務者　吉沢　　潤
1　決定年月日時　平成28年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月23日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２８年（フ）第３２１号
埼玉県北葛飾郡杉戸町大字杉戸3000番地210
債務者　小山内　薫
1　決定年月日時　平成28年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月23日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２８年（フ）第３２２号
埼玉県越谷市蒲生寿町15番27号　ソリッドリファイン越谷Ⅱ207
債務者　酒井　利子
1　決定年月日時　平成28年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月23日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２８年（フ）第３１８号
埼玉県入間市大字小谷田1666番地４　ＧＨ502
債務者　浅見　良子
1　決定年月日時　平成28年６月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月23日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２８年（フ）第１７１号
埼玉県比企郡嵐山町むさし台３丁目24番地１アドミラブール106号、旧住所埼玉県大里郡寄居町大字藤田312番地
債務者　加藤イツ子
1　決定年月日時　平成28年６月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月23日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２８年（フ）第１５８号
静岡県駿東郡長泉町上土狩343番地の４　サンハイツ秋山Ｂ棟203号、前住所福岡県福岡市中央区伊崎４番31―301号
債務者　津田　　初
1　決定年月日時　平成28年６月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月23日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２８年（フ）第６１号
福岡県京都郡苅田町与原２丁目５番地14（コーポ塩塚105号）
債務者　秋吉　洋祐
1　決定年月日時　平成28年６月30日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月23日まで
福岡地方裁判所行橋支部破産係

平成２８年（フ）第９０５号
札幌市豊平区月寒東２条17丁目１番２号　羊ケ丘団地２―104号
債務者　中村　信介
1　決定年月日時　平成28年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月24日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第９４６号
札幌市中央区南５条西24丁目１番22―702号
債務者　神田　弘子（旧姓武内・與那嶺）
1　決定年月日時　平成28年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月24日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第９５６号
札幌市東区北23条東17丁目１番22―102号
債務者　桃枝さつき（旧姓齋藤）
1　決定年月日時　平成28年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月24日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第９７１号
札幌市白石区東札幌３条２丁目１番５―906号
債務者　箕輪　早苗
1　決定年月日時　平成28年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月24日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第９９１号
札幌市東区北30条東14丁目２番17号　ラリューシュ新道東303号
債務者　得能　佳一
1　決定年月日時　平成28年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月24日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第９９３号
札幌市東区伏古３条４丁目２番９―403号
債務者　鷲谷　和依
1　決定年月日時　平成28年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月24日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１００１号
北海道千歳市北斗１丁目17番４号　北斗パールマンションＢ103号
債務者　柄澤　洋平
1　決定年月日時　平成28年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月24日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１００６号
札幌市白石区中央２条６丁目７番１号　大兼アパート203号
債務者　廣島　絵里
1　決定年月日時　平成28年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月24日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１０１７号
札幌市西区宮の沢１条３丁目９番10号　ビューフラット宮の沢203号
債務者　越前希代子（旧姓齊藤・寺田）
1　決定年月日時　平成28年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月24日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１０３６号
札幌市厚別区厚別中央５条４丁目13番15―202号
債務者　村山　佑太
1　決定年月日時　平成28年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月24日まで
札幌地方裁判所民事第４部